

事業計画書

平成29年度

伊勢三河湾水先区水先人会

平成29年度事業計画書

伊勢三河湾水先区水先人会は、伊勢湾、三河湾、知多湾及び伊勢湾口周迎接続海域における水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うとともに、海洋環境の保全に努め、地域経済の発展に貢献する事業活動を行うものとする。

1. 会員の品位保持のための事業

会員が水先人として品位を保持するためには、水先業務運営の効率化、適正化並びに船舶交通の安全確保と運航能率の増進を継続して推進することにより、より強い責任感をもって水先業務における高い信頼性の構築を図っていくことが重要である。そのため、次の事業を実施する。

- (1) 新たに入会した会員に対する新人実務研修
- (2) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）開催の定期的な研修受講対応
- (3) 会員に対する船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に関する継続した対策等の必要な指示又は指導、監督及び安全管理
 - ① AIS Replay装置による運航再現情報の活用及び海難原因の分析とその再発防止対策の周知
 - ② 定期的な安全研修及び訓練
 - ③ 水先業務検証制度の適正な運用
 - ④ 港湾関係者、海技関係者等との定期的な会議及び意見交換会の開催
 - ⑤ 安全運航強調月間（9月）における安全キャンペーン等の活動
 - ⑥ 乗下船時の安全対策
 - ⑦ 海象・気象（ウェザーニューズ社のバースマネージャー、リアルタイムナウファス等）情報提供体制の強化とその活用
 - ⑧ その他前各号に準ずる事項

2. 合同事務所における水先業務の適正かつ円滑な遂行のための事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するためには、合同事務所の運営を継続して改善することが重要である。そのため次の事業を実施するとともに、必要に応じ、会員に対する改善の指示、指導又は勧告を行う。

- (1) ユーザーの要望への対応
 - ① 業務運営協議会の定期的開催
 - ② ユーザー意見の収集とユーザー対応委員会の開催
 - ③ ユーザーの意見・苦情等に対応するための「水先業務記録」の作成とその活用
 - ④ 指名制度の円滑な運用
 - ⑤ その他前各号に準ずる事項

(2) 水先業務体制の整備等

- ① e-mail、FAX、電話による、又は窓口における水先の受付のほか、インターネットによる受付を含む水先業務の管理システム（PICOM）の運用と24時間体制下における効率的かつ適正な水先受付対応業務
- ② 水先業務用VHF無線海岸局の管理運営
- ③ 船舶からの国際VHF無線電話及び船社代理店からの一般電話等による確実な水先の受付と予定時刻における水先人の手配
- ④ Shipfinderによる船舶動静情報の収集と活用
- ⑤ 水先業務経験年数等に応じた業務制限の合理的運用
- ⑥ 通し業務の合理的運用
- ⑦ 所要施設等の適正な確保と維持
- ⑧ 組織の適正な運営（総会、理事会及び各常設委員会の定期的な開催及び会員・事務局職員の定期的な会議等）
- ⑨ 適正な事務局運営体制の確保と維持
- ⑩ e-mail及びグループウェアを利用する会員に対する各種情報の提供
- ⑪ 定期的健康診断による会員の健康管理
- ⑫ 各種規程・マニュアル等の整備と適正な運用
- ⑬ 要請船舶、代理店等、関係先配付用の安全情報「オレンジブック」及び会員用技術情報「PILOT BOOK」と「パイロット・データブック」の整備と適正な運用
- ⑭ PIC（パイロット・インフォメーション・カード）の整備と適正な運用
- ⑮ その他前各号に準ずる事項

3. 水先人の養成のための事業

一級水先人、二級水先人及び三級水先人の資格毎の新人実務研修を適正に実施するとともに、水先人の業務経験年数等に応じた次の定期的な研修・訓練等の事業を実施する。

(1) 各種研修の実施

- ① 新人実務研修としての陸上研修、実船研修並びにその評価及び審査、研修の修了認定及びその後の定期的な研修（3ヵ月目、6ヵ月目、2年目、3年目、5年目）
- ② 二級及び三級水先人に対して行う乗船経験不足の補充と必要な技術及び知識の習得を目的とした定期的な一般研修
- ③ 独自のBRM研修の策定とその実施

(2) 水先業務経験年数等に応じた業務制限の解除のためのLNG船、VLCG等特別就業船の操船シミュレータ訓練

(3) 連合会開催の定期的な安全研修への受講対応

(4) 会員の再教育訓練（操船シミュレータ装置及びAIS Replay装置を用いた再発防止訓練又は連合会が行う水先人の安全研修の受講）

(5) 登録水先人養成施設（水先教育センター）等の要請に基づく水先修業生の実務修習の実施及び水先教育センターへの講師派遣

(6) その他前各号に準ずる事項

4. 関係団体等との連絡調整及び情報の公開に関する事業

水先制度及び業務に関する関係団体等との連絡・調整及びホームページ等による情報の公開に関する次の事業を実施する。

(1) 関係団体等との連絡調整

- ① 関係官公庁との折衝・調整等
- ② 連合会の運営への参画と連絡・調整
- ③ 伊勢湾海難防止協会等、公益外部関係団体との連絡・調整
- ④ 漁業協同組合等漁業関係者との折衝・調整
- ⑤ 港湾関係者、船社、船舶代理店、バース管理者等、関係先との折衝・調整
- ⑥ その他前各号に準ずる事項

(2) 情報の公開

- ① 財務諸表等の閲覧による公開
- ② 会則、事業報告・事業計画及び引受事務要領、情報提供窓口等のホームページ上での公開
- ③ 海難事故に関する記録の公開
- ④ その他要請に基づく情報提供等

5. 監督及び連絡の体制整備に関する事業

調査・検討結果により策定された対応方針を会員に徹底するとともに、合同事務所の設置及び運営並びに会員の行う水先業務の改善について指示、指導、監督及び安全管理を行うため次の事業を実施する。

(1) 委員会等

- ① 事故防止対策委員会の運営
- ② 綱紀委員会の運営
- ③ 総務委員会、海務委員会及び教育養成委員会の運営
- ④ 各種小委員会の運営

6. その他

(1) 中小水先区の水先人派遣要請に対応し、水先人を派遣する。(従来の酒田及び尾鷲の水先人会に加え、島原海湾の水先人会へ派遣する。)

(2) 会員に対するISOの内部監査、外部審査機関によるISOの定期サーベイランス等の業務監査及び顧問税理士による税務監査、契約監査法人による会計監査等を受検することにより上記事業を適正に実施していることを確認する。

(3) マイナンバー制度について、適正な管理体制により運用する。

以上